

伊丹市協働推進庁内連絡会議の設置に関する要綱

（設置）

第1条 「伊丹市協働の指針」に基づき，市民と市との協働を推進するために，部局間の情報共有をはかり，円滑で適正な協働事業を行うため，伊丹市協働推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 連絡会議の所掌事項は，次のとおりとする。

- (1) 市民と市との協働の推進に関する制度の検討に関すること。
- (2) 協働事業の実施に関する課題の解決策及び関係制度の改善策の検討に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は，次に掲げる委員長，委員をもって組織する。

(1) 委員長は市民自治部まちづくり室まちづくり推進課長をもって充てる。

(2) 委員は，別表第1に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は，会務を統括する。

（委員会）

第4条 委員長は，連絡会議の所掌に係る基本的事項の審議を行うためその他必要と認めるときは，連絡会議を招集する。

2 連絡会議は，委員長が主宰する。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は，必要と認めるときは，委員会の構成員以外の者を委員会に出席させて意見を聴き，又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 連絡会議に事務局を置き，市民自治部まちづくり室まちづくり推進課が行う。

（細則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか，連絡会議の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

総合政策部	政策室	主幹
総務部	総務室	契約・検査課長
総務部	人材育成室	人事研修課長
財政基盤部	財政企画室	財政企画課長
財政基盤部	財政企画室	経営企画課長
市民自治部	環境政策室	公園課長
健康福祉部	地域福祉室	地域・高年福祉課長
こども未来部	こども室	こども若者企画課長
都市活力部	産業振興室	まちなかにぎわい課長
都市活力部	産業振興室	商工労働課長
都市交通部	交通政策室	都市安全企画課長
教育委員会	事務局	管理部教育総務課長